

令和8年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務受託候補者選定における評価基準

(目的)

第1条 この基準は、令和8年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務受託候補者選定要項（以下「選定要項」という。）第5条第1項に規定する受託候補者を選定する評価基準について必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この基準において使用する用語は、選定要項において使用する用語の例による。

(評価項目及び評価基準)

第3条 受託提案書の評価は、評価項目について、評価基準（別表）により行う。

2 受託提案書に記載する項目は、次のとおりとする。

(1) 業務実施計画

ア 業務実施者数及び業務実施体制

イ 業務実施に関する提案事項

(2) 業務実績

(3) 業務責任者の資格、略歴及び業務実績

(4) 業務実施者の資格、略歴及び業務実績

(5) 訪問調査（オンライン等）を実施する事業者数

(6) 省エネ・最適化診断、ZEB化可能性調査を実施することが可能な事業者数

(7) SDGsに資する取組

(8) 市内貢献（本市の区域内において本店又は主たる事務所を有しているか）

(9) 受託希望金額

(評価点)

第4条 評価点は、前条に規定する評価項目ごとに定めた評価基準に基づき算定する。

2 選定委員会では、各選定委員が採点した総合計点により評価し、受託候補者を選定する。

評価基準

(1) 業務実施計画（配点50点）						
ア 業務実施者数及び業務実施体制（5点×2項目）						
		S（5点）	A（4点）	B（3点）	C（2点）	D（1点）
(ア) 業務実施者数		7名以上	6名	5名	4名	3名
(イ) 業務実施体制		極めて良好	良好	適当	やや不足	不足
イ 業務実施に関する提案事項（10点×4項目）						
		S（10点）	A（8点）	B（6点）	C（4点）	D（2点）
特定事業者の 事業者排出量削減計画書制度	(ア) オンライン講習業務	極めて良好	良好	適当	やや不足	不足
	（運営体制や実施内容が充実しており、事業者にとって有用なものであるか。）					
	(イ) 提出書類の分析業務	極めて良好	良好	適当	やや不足	不足
	（論理的かつ実用的な手法であるか。）					
準特定事業者の エネルギー消費量等報告制度	(ウ) 講習会開催業務	極めて良好	良好	適当	やや不足	不足
	（運営体制や実施内容が充実しており、事業者にとって有用なものであるか。）					
	(エ) 省エネ・最適化診断フォローアップ調査	極めて良好	良好	適当	やや不足	不足
	（目的達成のために最適な調査手法であるか。）					
(2) 業務実績（配点10点）						
		S（10点）	A（8点）	B（6点）	C（4点）	D（2点）
（実績を有しない場合は「失格」、実績は幹事企業に限る）		同種業務 ^{※1} の実績が5件以上ある	同種業務 ^{※1} の実績が4件ある	同種業務 ^{※1} の実績が3件ある 又は 類似業務 ^{※2} の実績が5件以上ある	同種業務 ^{※1} の実績が2件ある 又は 類似業務 ^{※2} の実績が3件又は4件ある	同種業務 ^{※1} の実績が1件ある 又は 類似業務 ^{※2} の実績が1件又は2件ある
(3) 業務責任者の資格、略歴及び業務実績（配点10点）						
		S（10点）	A（8点）	B（6点）	C（4点）	D（2点）
（参加要件を満たす者 ^{※3} でない場合は「失格」）		同種業務の実績が3件以上ある者	同種業務の実績が2件ある者	同種業務の実績が1件ある者	類似業務の実績がある者	エネルギー管理士等の参加要件を満たす者（同種又は類似業務の実績がない者に限る）

(4) 業務実施者の資格、略歴及び業務実績 (配点5点)					
(参加要件を満たす者※ ³ が2名未満の場合は「失格」)	S (5点)	A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)
	同種業務の実績がある資格※ ⁴ を有する者 が2名配置されている	同種業務の実績がある資格※ ⁴ を有する者 類似業務の実績がある資格※ ⁴ を有する者 が1名ずつ計2名配置されている	類似業務の実績がある資格※ ⁴ を有する者 が2名配置されている	同種又は類似業務の実績がある資格※ ⁴ を有する者 エネルギー管理士等の参加要件を満たす者 (同種又は類似業務の実績がない者に限る) が1名ずつ計2名配置されている	エネルギー管理士等の参加要件を満たす者(同種又は類似業務の実績がない者に限る) が2名配置されている
(5) 訪問調査 (オンライン等) を実施する事業者数 (配点5点)					
(訪問調査数が4事業者以下の場合は「失格」)	S (5点)	A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)
	9事業者以上	8事業者	7事業者	6事業者	5事業者
(6) 省エネ・最適化診断、ZEB化可能性調査を実施する事業者数 (配点5点)					
(省エネ・最適化診断、ZEB化可能性調査の合計数が13事業者未満の場合は「失格」)	S (5点)	A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)
	17事業者以上	16事業者	15事業者	14事業者	13事業者
(7) SDGsに資する取組 (配点5点)					
(これからの1000年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム ISO14001 や KES 等) の認証等	S (5点)		A (0点)		
	SDGsに資する取組を実施している。 (共同企業体の場合は、幹事企業が上記に該当する場合)		実施していない		
(8) 市内貢献 (配点5点)					
(本市の区域内において本店又は主たる事務所を有しているか。)	S (5点)		A (3点)		B (0点)
	市内に本店又は主たる事務所を有している中小企業又は団体等 (共同企業体の場合は、幹事企業が上記に該当する場合)		市内に本店又は主たる事務所を有している企業 (共同企業体の場合は、幹事企業が上記に該当する場合)		市内に本店又は主たる事務所を有していない企業又は団体等
(9) 受託希望金額 (配点5点)					
(全参加者のうち最低見積金額) / (各参加者の見積金額) × 5点 注 小数点以下切り捨て					

※1 同種業務とは、自治体で運用されている排出量削減計画書制度に関する業務であり、事業者から提出された削減報告書等の内容確認及び事業所訪問調査が含まれる業務を指す。

※2 類似業務とは、工場及び事業所の温室効果ガスの排出状況を調査及び分析し、その排出抑制に関する措置の提案等の業務を指す。

※3 参加要件を満たす者とは、「エネルギー管理士の資格を持つ者」又は「設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士(建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門、環境部門)のいずれかの資格を有し、かつ過去5年以内に工場及び事業所の温室効果ガスの排出状況を調査及び分析し、その排出抑制に関する措置の提案等の業務経験がある者」

※4 資格とは、エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士(建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門、環境部門)